

以下の施設等を利用した場合、

料金の還付を受けるための**請求手続きが必要**です。

幼稚園・認定こども園の預かり保育

一時預かり

病児保育

認可外保育施設

ファミリー・サポート・センター事業



いつ請求手続きをすれば良い？

- ▶ 請求手続きは、年4回の決められた時期にまとめて行ってください。
- ▶ 受付期間は、1月・3～4月・7月・10月を予定しています。

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/kosodate/1007930/1007932.html>



詳細は市 HP



どんな書類が必要？

提出書類	提出が必要な方
<input type="checkbox"/> 施設等から発行された領収証	請求を行う全ての方
<input type="checkbox"/> 特定子ども・子育て支援提供証明書	
<input type="checkbox"/> 施設等利用費請求書(様式第 46 号)	認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用した方
<input type="checkbox"/> 施設等利用費請求書(様式第 47 号)	幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用した方
<input type="checkbox"/> 活動報告書	ファミリー・サポート・センターを利用した方
<input type="checkbox"/> 委任状	請求者と口座名義人が異なる方

提出先

つくば市役所こども部幼児保育課

提出方法

窓口に持参又は郵送（〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1）

❗ 請求期日を過ぎてしまった場合

- 次回以降の請求期間にまとめて請求してください。
- 後から請求できる期限は、保育サービスを利用した翌月1日から起算して2年間です。2年を過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください。

【お問合せ先】

つくば市こども部幼児保育課(〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1 TEL: 029-883-1111)